

令和7年度 事務事業評価シート（１）

[令和6年度事務事業]

一般会計					事務事業分類	A 一般事務事業	
事務事業名	自動車改造費助成				事業番号	011-115	
担当部署名	健康福祉	局	障害福祉	部	障害支援	課	

I. 基本情報

事業の位置付け

1	堺市基本計画2025	施策との関連	有・無	戦略	2.人生100年時代の健康・福祉 ～Well-being～	施策	(5) 障害者が生きがいを持って心豊かに暮らせる社会の実現	
			有	取組の方向性	③障害者の社会参加の促進			
		寄与するKPI	有・無	指標名	—			
			無	現状値	—		目標値	—
	堺市SDGs未来都市計画	施策との関連	有・無	ゴール	ゴール(10)人や国の不平等をなくそう		ターゲット	10.2
			有	取組	障害者児及びその家族に対する支援			
		寄与するKPI	有・無	指標名	—			
			無	現状値	—		目標値	—
2	関連計画			第5次堺市障害者計画・第7期堺市障害福祉計画				
3	事業開始年度			平成 8 年度		点検対象年度		令和 7 年度
4	実施根拠			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 堺市身体障害者用自動車改造費助成要綱				

事業の概要

5	事業の実施主体	本庁、各区		
6	事業の対象	身体障害者手帳の交付を受けた方のうち、その他の条件に該当する方 ・身体障害者手帳（約34,000人）	対象数	単位
			－	－
7	事業の目的	身体障害者が自動車で移動できるようにすることにより、利便性の向上や行動範囲を拡大し、同時に社会参加の促進や雇用の拡大を図る。		
8	事業内容	自動車改造に要する費用の一部を助成する。 【助成費】 ・最大100,000円		
	※国・府の基準より上回って実施した内容			
9	主な支出先	助成の決定を受けた方		
10	公民連携・協働事業			

II. 事業目的の達成状況

事業の成果や活動実績の測定

11	定性的な成果目標						
	障害者の移動に係る利便性を向上させる						
	当該目標を設定した理由	障害者の移動に係る利便性を向上させることにより、行動範囲を拡大し、社会参加の促進や雇用の拡大につながると考えられるため。					
	目標に対する実績	助成により、障害者の移動に係る利便性を向上させることができた。					
12	活動指標	単位		実績		目標	
				令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	助成件数	件	目標値	—	—	—	
			実績値	13	11		
			達成率	—	—		
	当該指標を選定した理由	助成により、障害者の移動に係る利便性の向上につながると考えられるため。					
	目標値の設定根拠・算出方法	事業の性質上、数値化した目標の設定は困難であるため、目標値の設定はしない。					

令和7年度 事務事業評価シート（2）

事務事業名	自動車改造費助成	事業番号	011-115
-------	----------	------	---------

Ⅲ. 投入量

事業コスト

※当初予算には、前年度からの繰越分を含む。（単位：千円）

	項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度		令和7年度
		決算	決算	当初予算	決算	当初予算
13	事業費（a）	1,242	1,300	1,200	983	1,200
	国支出金	0	0	0	0	0
	府支出金	0	0	0	0	0
	市債	0	0	0	0	0
	その他（ ）	0	0	0	0	0
	受益者負担金(使用料、手数料等)	0	0	0	0	0
	一般財源	1,242	1,300	1,200	983	1,200
14	人件費（b）	820	810	810	810	840
15	年間経費（c）=(a)+(b)	2,062	2,110	2,010	1,793	2,040

事業費の内訳

（単位：千円）

	項 目	年度		事業費	うち 一般財源	項 目	年度		事業費	うち 一般財源
		R6	R7				R6	R7		
16	自動車改造費助成	決算	予算	983	983		決算	予算		
				1,200	1,200					
		決算	予算				決算	予算		
		決算	予算				決算	予算		
		決算	予算				決算	予算		
		決算	予算				決算	予算		
		決算	予算				決算	予算		

Ⅳ. 事業の効率性

単位当たり経費

	区 分	単位	令和5年度	令和6年度
17	① 助成件数	件	13	11
	② 上記①にかかる年間経費	千円	2,110	1,793
	③ 単位当たり経費（②÷①×1,000円）	円/単位	162,308	163,000
	算出についての説明等			

Ⅴ. 評価

費用対効果に係る所見

18	自動車は障害者の移動手段の1つとして重要なものであり、障害の状況により運転の条件として自動車改造が必須とされている。 自動車改造費の助成を通じて、障害者の社会参加が進むことを考慮すると、当事業は費用対効果に見合ったものとする。
----	--

KPI等への寄与（基本計画等のKPI・取組の方向性や事業の目的の達成にどのように寄与したか）

19	本事業は、身体障害者が自動車を改造する経費を助成する事業であり、障害者の便宜と福祉の増進を図ることで、障害者の社会参加の促進に寄与している。
----	--